

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水 だより 81号

収穫期を迎えた 前橋金丸地区の秋バラ

群馬用水土地改良区

住所 前橋市古市町406番地

電話 (027)251-0019(代)

URL <https://gunmayousui.jp>



写真の説明

前橋金丸地区でバラ栽培をする山本敏彦さんです。群馬用水事業でかんがい施設が整備されて以来、約46年ハウスでのバラ栽培に取り組んでこられました。

場内は、温度や湿度、CO₂、日射量などを監視する機器が設置され、設定された時間で自動かん水する設備となっています。

近年は、バラを減らしブドウ栽培も始め経営の多角化を図っています。バラより手が掛からないので、歳を取っても農業を楽しみたいと言っておりました。

●目次

あいさつ 群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽	2
令和5年度決算承認	2
令和5年度財産目録	3
組合員のみなさまへ	4
群馬用水賦課金納付について(お願い)	4
冬期期間中の給水弁の管理と折損事故の増加について	5
令和6年度実施工事	5
令和6年度上期 業務経過報告	6
群馬用水のあゆみ	6

電気料金の高騰と対策	7
大切な水を有効に利用してください	7
夏期の高温障害対策について	8
第46回全国土地改良大会に参加しました	8
営農推進功労者表彰受賞	8

本土改良区のホームページ



あいさつ

群馬用土地改良区理事長 後閑千代壽



新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本土土地改良区の業務運営や事業推進に対して、ご理解とご協力を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、農業人口の減少と高齢化が深刻な問題となり農業の持続可能な発展が危ぶまれています。また、昨年夏の異常気象や需給バランスの影響を受け全国で米不足が発生し安定した食料供給への関心が高まりました。加えて、世界情勢の影響などもあり食料安全保障についてもその要望が増加していることから、持続可能な未来へ向けより一層の農業生産基盤の強化、農業用水利施設を管理する土地改良区の重要性が再認識されています。

国においては、「食料・農業・農村基本法」の改正に合わせて土地改良法の改正も検討されており、土地改良区の運営強化についても議論されているところです。

一方、群馬用水に目を向けますと、8月には異例の暑さによる米作りへの影響を防ぐため、通常取水している綾戸取水口から水温の低い岩本予備取水口への切替を行い、高温障害の被害軽減対策を実施しました。また、本年度から、幹線水路に関する電気、機械設備、トンネル、暗渠等の更新対策が、水資源機構営「群馬用水施設改築事業」として事業着手されました。

当土地改良区においても、ICTなど先進技術を導入しながら群馬用水施設の持続的な管理を行い地域農業の安定的発展に貢献してまいります。

現在「群馬用土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」に基づき、時代の変化に対応しながら施設を未来に引き継ぐため、多面的機能支払交付金や再生可能エネルギーの取り組み、更には幹線水路や機構営揚水ポンプ機場の巡視や管理業務を受託するなど自主財源を確保し財政の健全化に努めているところです。

組合員の皆様の負託に応え、末永く群馬用水を利用してもらい県央地域の農業・農村の発展に資するため役職員一丸となって取り組んでまいりますので、特段のご支援ご配慮をお願い申し上げます。

令和5年度 決算承認

令和5年度一般会計収支決算は、収入総額9億8959万7498円、支出総額が、9億3339万9508円となりました。

収入の内、土地改良事業収入（3億5千6百万円）の内訳は皆様からの組合費が2億7千万円、農地転用決済金が2千5百万円、その他、行政からの支援が補助金・交付金収入合わせて、4億5千6百万円です。

令和5年度も、昨年度同様借入金の繰上償還を実施するため、4千8百万円を積立金取崩収入として一般会計へ繰り入れしました。

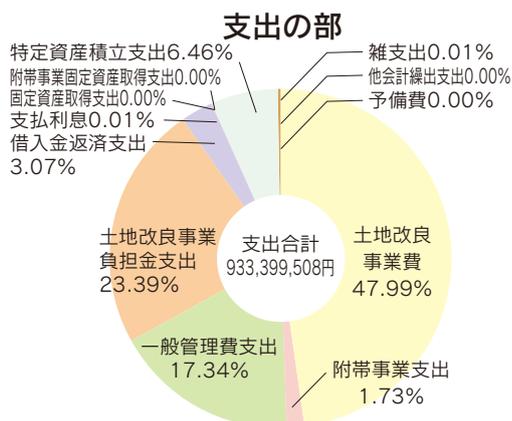
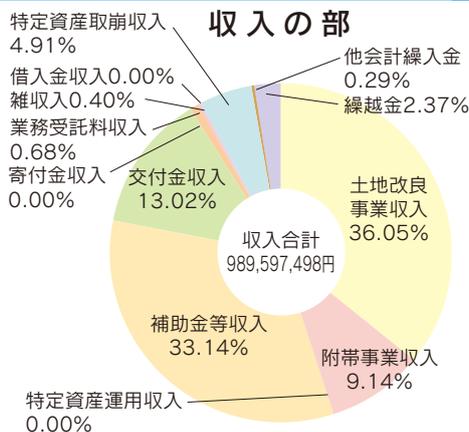
支出の内、施設の管理費や修繕費、電気料金に充当する土地改良事業費は4億4千7百万円となりました。令和4年度と比較し、電気料金等は下がりました。

また、事務所経費や人件費に充当する一般管理費は1億6千万円となりました。その他、借入金返済支出として2千8百万円となり、日本政策金融公庫の借入金を全額償還しました。

1. 一般会計収支決算

収入の部 (円)		支出の部 (円)	
土地改良事業収入	356,743,330	土地改良事業費	447,971,193
附帯事業収入	90,437,790	附帯事業支出	16,115,165
特定資産運用収入	1,704	一般管理費支出	161,821,258
補助金等収入	327,929,600	土地改良事業負担金支出	218,344,000
交付金収入	128,814,000	借入金返済支出	28,661,800
寄付金収入	0	支払利息	98,464
業務受託料収入	6,740,000	固定資産取得支出	0
雑収入	3,988,213	附帯事業固定資産取得支出	0
借入金収入	0	特定資産積立支出	60,327,206
特定資産取崩収入	48,627,910	雑支出	60,422
他会計繰入金	2,851,565	他会計繰出支出	0
繰越金	23,463,386	予備費	0
計	989,597,498	計	933,399,508

収入支出決算差引額5,6197,990円は令和6年度へ繰越



2. 一般会計の基礎的収支バランス（プライマリーバランス）

プライマリーバランスとは、年度における賦課金等の収入が、維持管理費や更新事業費を賄えているのかを確認する指標です。
 本土地改良区のプライマリーバランスの考え方は、収入合計額から借入金、基金繰入金、繰越金を控除した額を基礎的財政収入（9億1千7百万円）とし、支出合計額から償還金と積立金を控除した額を基礎的財政支出（8億4千9百万円）としています。令和5年度のプライマリーバランスは、基礎的財政収入と基礎的財政支出の差であり6千8百万円となりました。
 電気料金が下がり、維持管理費に対する補助拡大等により、プライマリーバランスが昨年に引き続きプラスとなりました。

単位：千円

①収入合計額	989,597	⑥支出合計額	933,400
②借入金	0	⑦償還金	28,760
③基金繰入金	48,628	⑧積立金	55,327
④繰越金	23,463	⑨基礎的財政支出（⑥－⑦－⑧）	849,313
⑤基礎的財政収入（①－②－③－④）	917,506	プライマリーバランス（⑤－⑨）	68,193

3. 特別会計収支決算

会計名	収入の部（円）	支出の部（円）	差引増減
発 電 事 業	4,177,653	4,177,653	0

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在 一般会計・特別会計

単位：円

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《資産の部》			
①流動資産	186,919,913	職員退職手当積立資産	112,213,441
現金及び預金	57,601,775	農地転用決済金積立資産	74,285,798
一般会計（預金）	55,009,950	施設更新積立資産	24,350,000
特別会計（預金）	2,591,825	建物等更新積立資産	20,000,000
未収賦課金等	7,460,406	所有土地改良施設	49,250,147
経常費賦課金	1,887,793	建設改良積立資産	2,750,000
かんばい事業費賦課金	4,683,342		
維持管理費賦課金	889,271		
未収決済金	1,605,572	(2) その他固定資産	173,776,666
未収経常費決済金	1,116,154	建物	60,987,588
未収事業費決済金	489,418	機械及び装置	9,913,430
		車輛運搬具	1,210,426
売電未収金	265,992	器具備品	214,967
		適正化事業拠出金	12,728,400
その他未収金	119,986,168	長期未収賦課金等	88,721,855
未収業務受託料	5,220,052	経常賦課金	20,710,214
未収補助金	107,427,000	維持管理費賦課金	48,127,982
その他未収金	7,339,116	かんばい事業費賦課金	10,604,028
		ほ場整備事業費賦課金	9,279,631
②固定資産	3,815,117,239		
(1) 特定資産	3,641,340,573		
所有土地改良施設	3,227,157,292		
財政調整基金積立資産	131,333,895		
		資産合計	4,002,037,152

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《負債の部》			
①流動負債	126,700,817	②固定負債	86,731,900
未払金	116,596,683	適正化事業拠出金長期未払金	5,016,000
預り金	1,014,034	職員退職手当引当金	81,715,900
適正化事業拠出金短期未払金	3,439,300		
未払消費税等	5,650,800		
		負債合計	213,432,717

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《正味財産の部》			3,788,604,435

組合員のみなさまへ

土地や名義など変更は組合員さんからの申請が必要になります。

- ◆ 農地の権利移動（相続・売買や貸借等）があったとき
- ◆ 氏名や住所を変更したとき
- ◆ 経営移譲をしたとき

組合員資格得喪通知書

- ◆ 農地を転用するとき、地目を変更するとき
- ◆ 公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき

転用意見書交付申請書
地区除外申請書

地区除外には決済金が必要になります。残存の農地が過重負担にならないために土地改良法第42条第2項に定められています。（土地改良施設が関係する場合、条件が付されることがあります。）

- ◆ 口座振替による賦課金納付の申込・変更したとき
（群馬県内に本店のある金融機関及び、ゆうちょ銀行が利用できます。）

預金口座振替依頼書

※手続きの注意点

賦課金は**毎年4月1日**現在の組合員名簿・土地台帳を基準にしています。そのため、変更の際は基準日以前に手続きを完了するようお願いします。

※滞納賦課金のある農地を取得または転用した場合、その滞納賦課金は新しい権利者や関係者が負担することになります。

皆様から頂いた賦課金は、施設を維持・管理するための費用に充てられ、県央地域へ農業用水を安定供給し農業経営を支える重要な役割を担っています。

耕作していないので水を使用していない、相続で農地を取得したけれど農業をしていない等の質問が寄せられます。土地改良法及び土地改良区定款に基づき受益地内に農地をお持ちであれば水使用の有無や耕作状況に関わらず賦課金は組合員さんにご負担して頂くこととなっています。

～未収金対応について～

現在、未納者対策として未収金回収専門の弁護士に依頼を行っております。

当改良区では今後も未収金について対応を強化していきたいと思っております。

組合員の皆様には、賦課金の納入にご理解とご協力をお願いいたします。

群馬用水賦課金納付について（お願い）

今年度の経常費・特別賦課金、維持管理費賦課金は納付期限が過ぎておりますので、まだ納入されていない方は、納入をお願いします。

※令和7年度からは群馬銀行でお振り込み（現金支払い）の際にかかる手数料が、個人負担となりますので、お近くの農協・コンビニエンスストアをご利用ください。

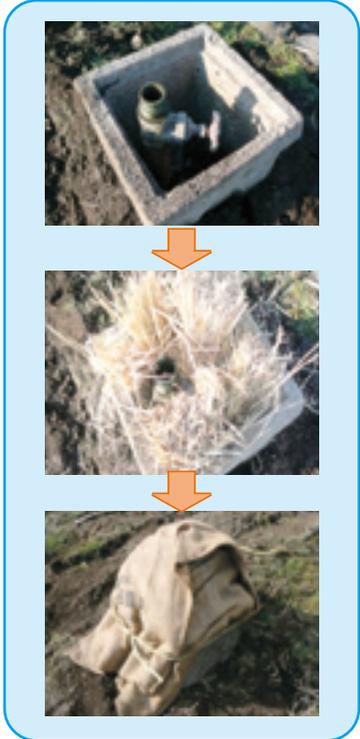
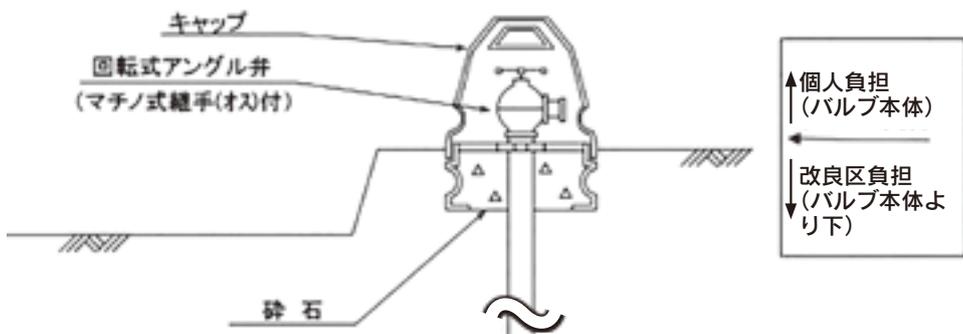
お問い合わせは

賦課徴収課 TEL027-251-0019（代）

※各届け出は事務局へご連絡いただくか、ホームページより書式をダウンロードしてご利用ください。

冬期期間中の給水弁の管理と折損事故の増加について

冬期は凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。給水弁からの漏水の場合、漏水箇所（スリースバルブ部分）によっては、組合員個人での修理となります。事故を未然に防ぐため、わらや布を柵に詰めて凍結防止対策を行ってください。



また、農地の貸し借りや相続により、従来その土地に設置されている給水口に気づかず、耕作機などで乗り上げ、破損してしまうケースが増加しています。受益地内で基本的に用いている給水口バルブの価格も近年の物価上昇に伴い10年前と比較し、約2倍ほどの価格に高騰しています。給水口の管理者は組合員さんご自身です。破損した際は自己負担となりますので、目印などを設置して事故防止に繋がるよう管理をお願いします。



令和6年度実施工事

群馬用水管内では県営事業や小規模農村整備事業並びに土地改良施設維持管理適正化事業といった様々な補助事業を活用し、施設の更新工事を順次実施しています。補助事業を活用し施設の機能保全及び長寿命化を図ると共に、組合員の方々の負担を少しでも軽減していきたいと考えています。

工事は取水量の少ない冬期に実施することが多くなります。工事実施に際し、通行規制や断水などで関係地区の皆様には大変ご不便おかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

県営農村地域防災減災事業（特定農業用管路等特別対策）			
地区名	工事場所	事業内容	負担割合
榛名東部	北群馬郡榛東村内	管路布設替	補助金85% 土地改良区15%
富士見	前橋市富士見町内	管路布設替	
宮室原中	高崎市金古町・他	管路布設替	
県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）			
地区名	工事場所	事業内容	負担割合
山子田	北群馬郡榛東村長岡	揚水機場整備	補助金75% 土地改良区25%



お問い合わせは
管理課 TEL027-251-0019 (代)

令和6年度上期 業務経過報告

- 令和6年 7. 5 水資源機構かんがい排水事業推進協議会総会（於：東京都）
 7. 18 令和6年度第1回監事会
 7. 22 全国大規模農業水利事業協議会中央要望（於：東京都）
 7. 30 群馬用水施設利用協議会幹事会
 8. 5 群馬用水運営対策協議会幹事会・同委員会
 8. 20 総務・賦課徴収・管理委員会
 8. 22 全国大規模農業水利事業協議会正副会長会（於：東京都）
 8. 29 県央土地改良事業推進協議会要望活動（於：東京都）
 9. 4 第197回理事会
 9. 25 夏期かんがい期間終了
 9. 26 第62回臨時総代会
 10. 8 全国大規模農業水利事業協議会役員会（於：東京都）
 10. 22～23 第46回全国土地改良大会（於：千葉県）
 11. 5 農業農村整備の集い（於：東京都）
 11. 7～8 土地改良区等役職員研修会（於：渋川市）
 11. 12～13 群馬用水関係市町村事務研究会視察研修（於：愛知県）
 11. 14 見沼代用水土地改良区視察来所
 11. 28～29 水資源機構かんがい排水事業推進協議会研修（於：徳島県）
 12. 5 疏水ネットワーク東京研修会（於：東京都）
 12. 13 令和6年度第2回監事会
 12. 19 第198回理事会



群馬用水のあゆみ 第6号

群馬用水土地改良区の歴史について紹介します

間借りしていた大正用水土地改良区事務所

新築が出来るまでの間、仮事務所という考えで昭和38年9月18日、大正用水土地改良区の1室を借りて事務所が開設され、11月4日に県の調査事務から会計事務の引き継ぎを受けて事務所が始動しました。

群馬用水事業に深い理解のあった当時の石井繁丸前橋市長の見解が、新前橋駅周辺が最適とのことで、群馬用水土地改良区と水資源開発公団の事務所建設用地は、「前橋工業団地造成組合」が積極的に用地買収を進めました。

当時は、田んぼの真ん中で河原からあげた栗石混じりの石がゴロゴロした場所で、道路は新前橋駅から箱田方面へ延びる砂利道があるだけでした。

現在は、道路も拡幅され前橋インターや高崎インターにも近く便が良い場所となっています。



電気料金の高騰と対策

群馬用水では約35%の受益地が幹線水路より標高の高い位置に広がっています。

昨今、電気料金が高騰しており、今後も高値推移が予想されます。

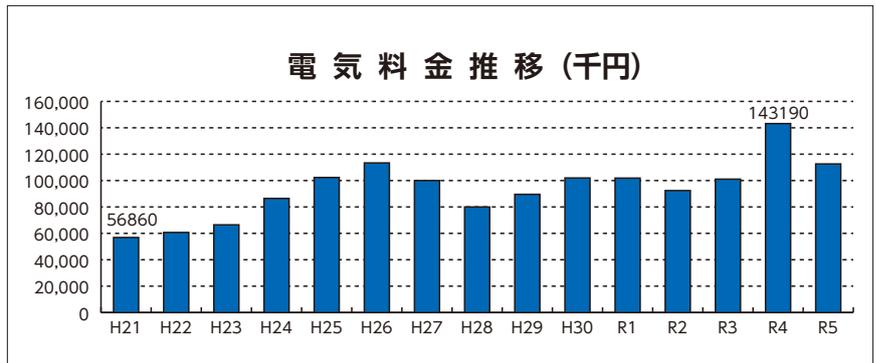
組合員の皆さまには、是非とも掛け流し等を極力控え節水にご協力くださるようお願い申し上げます。

※天候や使用状況を考慮し、公平な配水のため、職員が補給水操作する場合があります。その旨ご理解とご協力をお願いいたします。

また、群馬用水の受益地区内には120箇所に及ぶ低圧加圧機場が点在しています。使用量の大きい加圧機場では年間を通じて百万円ほど、少ない機場でも十万円程度の電気料が

掛かっています。改良区では条件に応じ低圧機場をインバータ化して、電気料金削減に努めています。

毎年、各地区で実施している工事に際し断水等ご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力を頂きますようお願いいたします。



組合員皆様のご協力もあって、令和5年度実績は低減できました。ありがとうございました。引き続き今年度も節水へのご協力をよろしくお願いします。



大切な水を有効に利用してください

群馬用水は利根川から取水し、定められた**取水量と期間**で一年を通じ農地へ配水しています。

稲作を主体とした夏期灌漑期間は5月16日から始まり、**本格的に増量するのは6月1日**からです。土日百姓や組合での作付けが増加したことにより、田植え作業が集中し、放流量が満足する量に一時的に追いつかない状況になる場合があります。農地により自然水に依存する量は異なりますが、同じ水系の皆さんで互いにゆずりあって利用してください。また、用水を放流した水路は利水者の方々に管理をお願いし



ておりますので、節水と併せて水路の管理もお願いいたします。

年間を通じて取水できる量には制限があります。高温障害において用水の掛け流しが有効策であることを承知した上でのお願いとなります。水稻の作付けにおいて、概ね8月中旬となる出穂後は間断かん水を行い落水を経て収穫を迎えるとしています。出穂以降では出穂前よりも綿密な水管理が必要であり、適切な間断かん水が求められます。

近年では、出穂後7日以降も常時湛水（昼夜掛け流し状態）のまま落水を迎える水田が多く見受けられます。耕作者が集約されている近況から、水管理が疎かになりがちであるため、飽水管理やかん水回数の増加で地温低下を図るなど、こまめな水管理をしていただき、節水へのご協力を願います。

夏期の高温障害対策について

昨年夏、猛暑日が続いたことで全国的に作物への高温障害による影響が懸念されたことから、群馬用水では、かんがい用水の温度を少しでも下げようと、綾戸取水口から1.4km利根川上流のより水温の低い岩本予備取水口からの取水を主に行い被害軽減対策を実施しました。

第46回全国土地改良大会に参加しました

令和6年10月22日～23日に、千葉県幕張メッセで開催された第46回全国土地改良大会に後閑理事長を始め役員計17名が参加し、農業・農村の重要性について改めて見識を深めてきました。

全国土地改良大会は、「農業農村整備事業の役割」を広く国民にアピールする目的で農業農村整備事業に携わる全国の関係者が集う式典で、千葉大会では約4,000名が集結しました。



営農推進功労者表彰受賞

前橋市粕川地区の坂本忠さんが令和6年度関東農政局土地改良事業地区等営農推進功労者表彰を受賞されました。

坂本さんは、酪農から群馬用水及び関連事業で整備された用水・農地を活用し野菜経営に転換され、地域でいち早くちぢみほうれん草とモロヘイヤを導入しました。

それ以来、地域の生産者が増加し県内有数の産地となりました。また、地域活動組織を立ち上げるなど地域農業の活性化に貢献されたことが評価されました。受賞、誠にありがとうございます。



令和6年12月12日（於：関東農政局）

緊急連絡先

TEL : 027-251-0019(代)

(群馬用水土地改良区では休日・祝日も24時間対応しています。)

漏水（道路から水が出ている）または、給水弁から水が出ない、水圧不足等トラブルがありましたら群馬用水土地改良区までご一報ください。